

名取市文化芸術振興ビジョン

第2次

令和2（2020）年3月

名取市教育委員会

目 次

第1章 第2次ビジョンの策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 位置づけ	1
3 ビジョンの期間	1
4 文化芸術振興の意義	3
5 このビジョンで対象とする文化の範囲	3
第2章 文化芸術に関する取り組みと課題	4
1 これまでの取り組み等	4
(1) 第1次ビジョンでの取り組み	4
(2) 東日本大震災以降の取り組みの変化	6
(3) 環境の変化	6
(4) 国の動向	9
(5) 県の動向	9
2 文化芸術に関する課題	10
課題1 心のケアとコミュニティの強化	10
課題2 全ての市民のための文化芸術	10
課題3 文化芸術の担い手の育成	10
課題4 郷土愛の醸成と文化の継承	10
第3章 基本方針	11
1 基本目標	11
2 基本施策	11

第4章	施策の実現に向けた推進項目	13
	施策体系図	13
施策1	文化芸術に親しむ人づくり	14
(1)	文化芸術の情報発信力の強化	14
(2)	文化芸術の創造・発展・継承	14
(3)	文化芸術活動団体等への活動支援	15
(4)	子どもたちが参画する文化芸術活動の育成支援	15
(5)	学校教育における文化芸術活動の充実	16
(6)	文化芸術のもつ力による心のケアとコミュニティの強化	16
施策2	文化芸術を育む環境づくり	17
(1)	文化芸術を身近に親しめる場の充実	17
(2)	文化芸術による国内外の交流	17
(3)	文化施設等の充実及び活用	18
(4)	市民との協働による文化芸術活動の創出	19
施策3	文化芸術を生かしたまちづくり	19
(1)	プラットフォームの形成	19
(2)	ふるさと愛を育む文化芸術	20
第5章	文化芸術行政の推進体制の充実	21
1	市の推進体制	21
2	関係機関との連携・協働	21
3	各主体に期待される役割	22

第1章 第2次ビジョンの策定にあたって

1 策定の趣旨

名取市では、文化芸術の振興を図るため、平成9年1月に「名取市文化振興ビジョン」(第1次)を策定し施策を展開してきました。

国では、平成13年12月に「文化芸術振興基本法」を制定し「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を策定しました。その後、平成29年6月「文化芸術基本法」に改正し「文化芸術推進基本計画」が平成30年3月に新たに策定されました。

今回の「名取市文化芸術振興ビジョン第2次」(以下「ビジョン」という。)策定は、社会情勢の変化と名取市文化振興ビジョンの策定から22年が経過していることから、国や県の方針を参考にビジョンを策定し、今後の本市における文化芸術の指針をまとめました。

2 位置づけ

名取市では、「名取市第六次長期総合計画」(計画期間 令和2年度～令和12年度)において、「愛されるふるさと なとり～共に創る 未来へつなぐ～」を目指すべきまちの将来像として掲げています。

本ビジョンは「名取市第六次長期総合計画」の基本構想と、基本計画に掲げられる分野目標4－6「文化芸術活動の推進」を具体的に展開するための指針とします。

また、「文化芸術基本法」をはじめとした国の法律・計画や、「宮城県文化芸術振興ビジョン」、本市の「教育振興基本計画」等これらに関連する計画との整合性を図ることとします。

3 ビジョンの期間

このビジョンの期間は、令和2年度から令和12年度までの11年間とします。なお、社会環境の変化などに対応するため、必要に応じ見直しを行うこととします。



文化会館展示ギャラリー活用事業

写真展

国の法律・計画など

文化芸術振興基本法（平成 13 年 12 月）

↓改正

文化芸術基本法（平成 29 年 6 月）

第 3 条（国の責務）

第 4 条（地方公共団体の責務）

第 7 条（文化芸術推進基本計画）

第 7 条の 2（地方文化芸術推進基本計画）

文化芸術の振興に関する基本的な方針
(第 4 次基本方針)（平成 27 年 5 月）

↓改正

文化芸術推進基本計画

（平成 30 年度～令和 4 年度）

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年 6 月）

劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針
(平成 25 年 3 月)

宮城県文化芸術振興条例
(平成 16 年)

宮城県文化芸術振興ビジョン
(第 2 期)
(平成 28 年度～令和 2 年度)

名取市文化芸術振興ビジョン第 2 次

市の計画等

名取市第六次長期総合計画

（令和 2 年度～令和 12 年度）

■将来像

愛されるふるさと などり
～共に創る 未来へつなぐ～

■文化芸術活動の推進

市民が多くの良質な文化芸術に触れることができ、また、一人一人が持つ個性や感性を生かし、磨きながら多様な文化芸術活動に取り組むことができる環境づくりを推進します。

■施策の方針

- ・文化芸術に触れる機会の充実
- ・市民の文化芸術活動への支援
- ・文化会館の活用と充実

名取市教育振興基本計画

（令和 2 年度～令和 12 年度）

名取市教育基本方針

個別基本計画

4 文化芸術振興の意義

文化芸術基本法の前文では、「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供しながら、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術自体が固有の意義と価値を有し、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるもの」とされています。

5 このビジョンで対象とする文化芸術の範囲

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）において文化芸術は次のように定義されています。

「文化芸術は、最も広義の「文化」と捉えれば、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する。」

「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」

なお、本ビジョンが対象とする「文化芸術」の範囲は、文化芸術基本法に例示されている対象範囲を基本として以下のとおりとします。

	分 野	該当する文化芸術などの種類
1	芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
2	メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
3	伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
4	芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
5	生活文化 国民娯楽 出版物等	生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化） 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽） 出版物及びレコード等
6	文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術の保存及び活用
7	地域における 文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

第2章 文化芸術に関する取り組みと課題

1 これまでの取り組み等

(1) 第1次ビジョンでの取り組み

本市では、名取市長期総合計画に基づき、「名取市文化振興ビジョン」（平成9年策定）の基本方針に掲げる「過去と未来の出会う街」の実現を目指し、文化振興の推進に取り組んできました。概要は、以下のとおりです。

【文化振興の基盤整備】

○文化振興審議会の設置や文化振興条例のあり方について検討を行っています。

【文化芸術の振興】

○市内には市民による文化芸術団体が数多く活動しています。合唱や吹奏楽、美術、書道、舞踊、茶道、華道、バレエ、ミュージカルなど様々な種類の文化芸術活動に自主的に取り組んでおり、演奏会や、展覧会、なとり文化芸術祭、公民館まつりなどで成果発表を行い、市民に親しまれています。地域文化の学習に取り組む市民グループも活動しています。

○市内の子どもたちの育成支援として、小学校での鑑賞事業（宮城県巡回小劇場・青少年劇場を活用）や様々なアウトリーチ事業を実施しています。

○名取市文化協会の文化芸術活動の促進と市民文化の向上発展に資する活動に対し助成を行っています。

○文化芸術に関する全国大会出場者に、平成15年度から経費の一部助成を行っています。



青少年劇場 落語



なとり文化芸術祭

【地域・生活文化の振興】

○これまで守り伝えてきた郷土の貴重な文化財を保護するとともに、永く将来にわたり継承するために、文化財の指定・登録や維持・管理などを行っています。

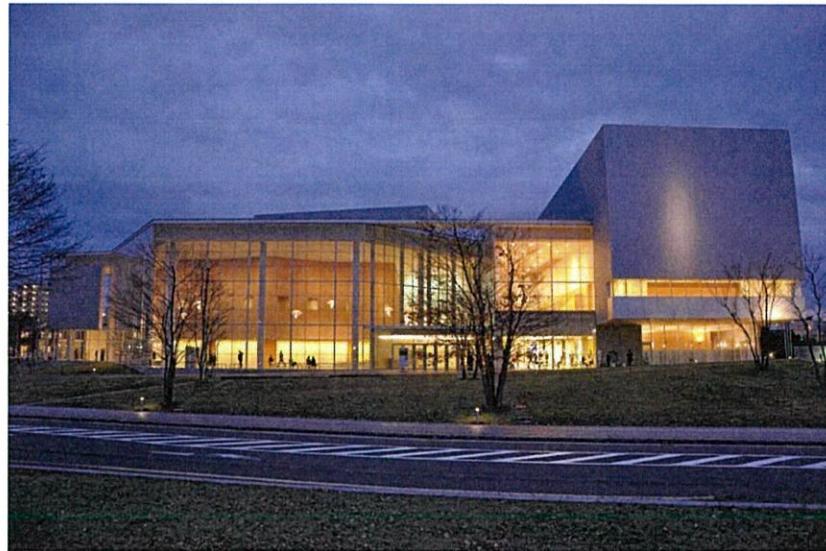
○地域の歴史・文化やその魅力を伝える文化財の、公開や体験学習をはじめとする普及・啓発活動を通じ、保護意識向上や学習機会の拡充に努めています。

○伝統芸能や伝統的行事なども含め、地域で守り伝えてきた多様な有形・無形の

文化遺産の調査研究を進めるとともに、その成果や記録の保存・活用を推進しています。

【文化施設の整備】

- 平成9年10月に名取市文化会館を開館し、文化芸術の鑑賞機会の提供や人材育成、市民による文化芸術活動の育成支援を行っています。平成18年度から指定管理者が文化会館の管理運営を行っています。
- 文化会館では、ホールの特性を生かした本格的な音楽や演劇の鑑賞、市民による舞台芸術活動などが行われています。これらのことを通して、舞台を鑑賞する側の観客のマナーの向上にもつながっています。



名取市文化会館

【国際文化交流】

- 国際交流ボランティア登録者研修会の開催や、インバウンド（＊1）促進のための英語版パンフレット等の作成、中学生海外派遣事業や受入れ事業の開催、外国人居住者向けの日本語講座や相談事業などを行い、異文化の理解促進を図っています。

【ゆとりある市民生活の形成】

- 学びたい市民と教える市民講師を結ぶマナビィ講師派遣事業（＊2）を実施し、人材育成と市民の学習活動の支援に努めています。
- 公民館は生涯学習の拠点施設として、小学校区毎に公民館を設置し、施設の充実を図っています。ソフト面では講座等のメニューの多様化や住民主体の活動機会の拡充に努め、身近な公民館で様々な文化芸術活動に親しめる環境づくりに努めています。

* 1 インバウンド：外国人が日本に訪問する旅行

* 2 マナビィ講師派遣事業：市民が主催する学習講座に、市職員や市民の方を講師として派遣する事業

全体として、第1次ビジョンの施策の展開と、文化会館が開館し鑑賞の機会や発表、創造の場が増えたことにより、市民の文化芸術活動の裾野が広がってきたと考えています。

(2) 東日本大震災以降の取り組みの変化

平成23年3月11日、当市は東日本大震災により沿岸部を中心に極めて甚大な被害を受けました。文化芸術の分野においても大きな被害を受け、震災直後から約3か月間は、文化会館をはじめ学校や公民館も避難所となりました。

後に復興支援事業として、国内外から被災者に対する様々な文化的支援活動などがあり、たくさんの音楽家や芸術家が被災地を訪れています。市民にとってはそれが励みや癒し、明日への活力を生み出す力となり、心の復興の一助となっています。

(3) 環境の変化

ア 人口の推移

*名取市第六次長期総合計画基本構想より抜粋

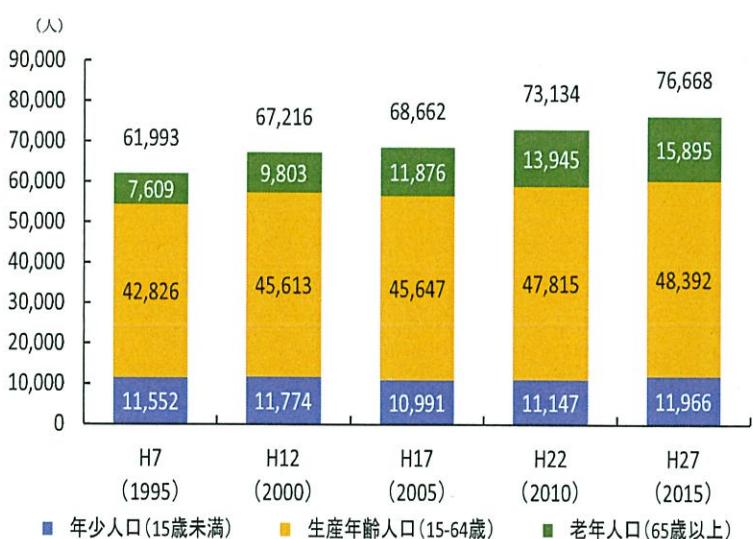
本市の総人口の推移をみると、平成7（1995）年の61,993人から平成27（2015）年には76,668人となっており、20年間で14,675人（23.7%）増加しています。

年齢3区分別にみると、平成27（2015）年10月現在、年少人口が11,966人（15.6%）、生産年齢人口が48,392人（63.1%）、老人人口が15,895人（20.7%）となっています。

平成7（1995年）年以降、年少人口、生産年齢人口、老人人口ともに増加しているが、老人人口の伸び率が最も高く、本市においても高齢化が進行しています。

仙台市を除く県内他市13市と比べると、年少人口割合は2番目、生産年齢人口が3番目に高く、老人人口割合も2番目に低くなっています。

■総人口・年齢3区分別人口の推移



※年齢不詳があるため、年齢区分の合計と総人口が合わない場合がある。
出典：総務省「国勢調査」

特性1 全国的な人口減少時代にあっても、その魅力から人口が増加しているまち

特性2 年少人口・生産年齢人口の割合が高く、若い世代が多いまち

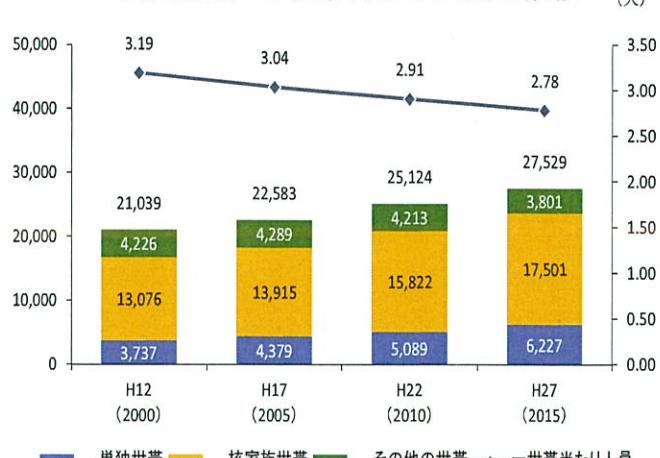
イ 世帯の状況

*名取市第六次長期総合計画基本構想より抜粋

本市の世帯数は増加し続けており、平成12(2000)年から15年間で6,490世帯(30.9%)増加しています。中でも単独世帯及び核家族世帯が増加しており、三世代等の世帯は減少傾向がみられ、一世帯当たり人員は減少してきています。

核家族世帯の割合が高く、全体の6割以上を占めており、仙台市を除く県内市で最も高い割合となっています。

■世帯数・1世帯当たり人員の推移



出典：総務省「国勢調査」

特性3 一人暮らし、核家族世帯が増加し、核家族化や世帯の多様化が進むまち

ウ 将来指標

1) 人口

*名取市第六次長期総合計画基本構想より抜粋

全国的な人口減少局面にある中、これまで本市の総人口は増加傾向にあり、平成30(2018)年10月時点で78,408人となっていますが、10年後には人口減少に転じると見込まれています。

これからも活力あるまちとして発展していくために、少子化対策や定住・移住の促進、健康寿命の延伸など様々な施策を総合的、戦略的に推進することにより、計画最終年度となる令和12(2030)年の目標人口を85,000人とします。

また、年齢3区分別人口の構成比として、年少人口(15歳未満)が16.8%、生産年齢人口(15-64歳)が58.5%、老人人口(65歳以上)が24.7%になると設定します。

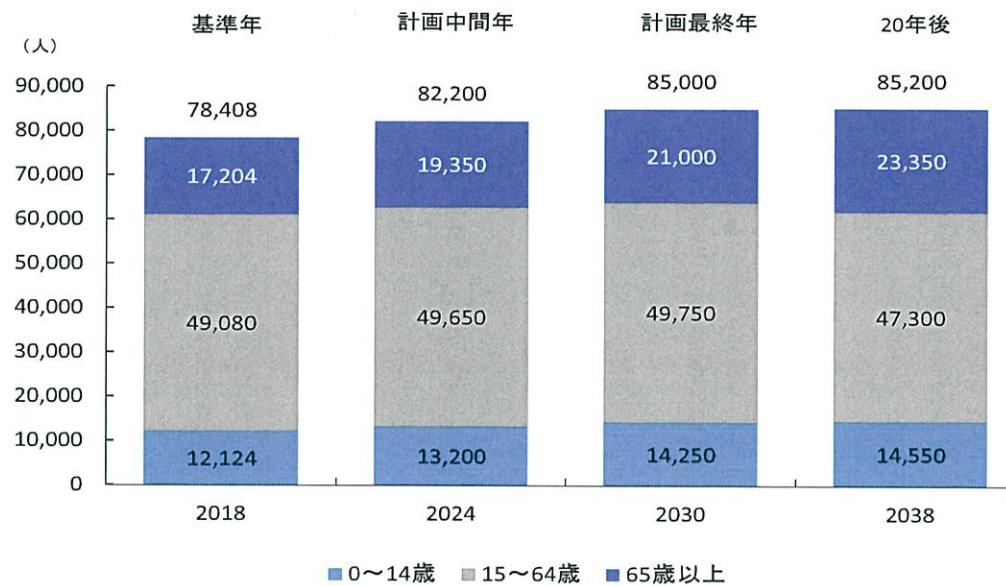


写真提供：(株)アドステージ

令和12（2030）年度の目標人口

85,000人

(参考) 将来人口推計（推計②）

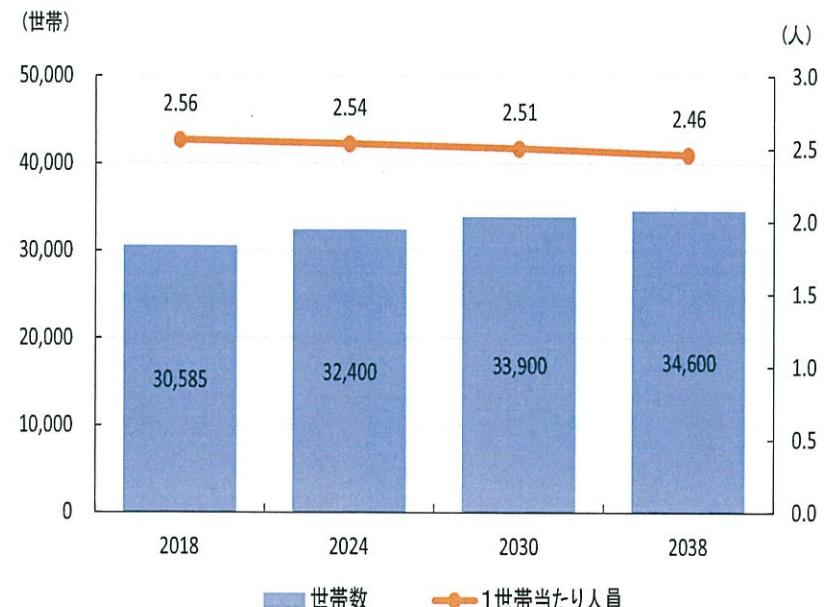


	2018	2024	2030	2038
0～14歳	15.5	16.1	16.8	17.1
15～64歳	62.6	60.4	58.5	55.5
65歳以上	21.9	23.5	24.7	27.4

2) 世帯数

*名取市第六次長期総合計画基本構想より抜粋

本市の世帯数は、転入超過や核家族化の進行等を背景に増加し続けてきました。今後もこうした傾向が続くことが見込まれることから、定住・移住のための受皿を確保していくこととし、計画最終年度となる令和12（2030）年の世帯数の目標を33,900世帯と設定します。



工 環境

生活に情報通信技術が急速に浸透し、コミュニケーション手段の多様化が進んでいます。また、交通インフラ、商業施設が充実したことでの都市化が発展しました。しかし、少子高齢化やグローバル化、ライフスタイルや価値観の多様化などに伴い、人間関係やコミュニティ、世代間の交流の希薄化が社会全体の大きな問題となっています。

才 公共を担う主体の多様化

市民生活を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、行政だけで様々な課題を解決するのは困難な状況にあります。課題解決には、市民、企業、教育機関、地域、NPO法人、行政などあらゆる主体が、それぞれの役割を担って、連携・協力していくことが求められています。

(4) 国の動向

国では、「文化芸術振興基本法」を平成13年12月に制定し、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第1次基本方針）」が平成14年12月に示され、「第4次基本方針」が平成27年5月に策定されました。

第4次基本方針では、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とする文化プログラムを全国展開していく、東日本大震災からの復興を契機に、文化芸術の魅力で「新しい東北」を創造していくことなどが示されています。

また、平成24年6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」が平成25年3月に策定され、劇場、音楽堂等の事業を進める際の目指すべき方向が示されています。

平成29年6月には文化芸術振興基本法が「文化芸術基本法」に改正され、平成30年3月に「文化芸術推進基本計画」を策定しました。文化芸術により生み出される多様な価値を活用し、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な施策の展開が求められています。

(5) 県の動向

県では、平成16年に宮城県文化芸術振興条例が策定され、同条例第4条第1項の規定に基づく「宮城県文化芸術振興ビジョン」(第2期：平成28年度～令和2年度)を策定しました。「文化芸術の力で創造するみやぎの未来～心の復興を目指して～」を基本目標に掲げ、県民一人一人の自主性及び創造性を尊重しながら文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進し、特に、東日本大震災で傷ついた県民の「心の復興」を最優先課題と捉えて推進することが示されています。

2 文化芸術に関する課題

本市では、これまでの取り組みや国及び県の動向、東日本大震災後の状況の変化などを踏まえ、文化芸術振興の課題を次のとおり捉え、課題解決に向けた施策を推進していきます。

課題1 心のケアとコミュニティの強化 (→施策1・3)

核家族化又は都市化の発展、東日本大震災の影響などによって変わってしまったコミュニティの再生に、文化芸術の持つ力を活用することが有効です。文化芸術を通して他者とのコミュニケーションを活性化し、社会的にも精神的にも人が孤立しない心のケアの取り組みが必要です。

課題2 全ての市民のための文化芸術 (→施策2・3)

心豊かな生活を送り住みよいまちづくりを推進していくためには、全ての市民が文化芸術活動に参加できる環境を整備していく必要があります。文化芸術が限られたごく一部の人のものだけではなく、会場まで足を運ぶことが難しい人やその機会をなかなか持てない人なども、身近に文化芸術活動に親しめるような施策の拡充が求められています。

課題3 文化芸術の担い手の育成 (→施策1・3)

少子高齢化や価値観の多様化により、既存の文化芸術団体の会員や地域芸能の保存団体等の担い手が減少している状況です。全ての市民が文化芸術に触れる機会を拡充し、文化芸術の裾野を広げ、担い手や団体が増えるような施策が求められています。



熊野堂十二神鹿踊

課題4 郷土愛の醸成と文化の継承 (→施策1・2・3)

国際化が進展する中で、私たちは我が国の歴史や伝統文化の良さを改めて認識する必要があります。これまで継承されてきた文化資源を積極的に発信し、未来へ伝えていくことは現在を生きる私たちの責任でもあります。

さらに、東日本大震災で得た教訓を後世に語り継いでいくことも私たちの大重要な役割となっています。

今後も文化芸術が高まる活動をとおして、ふるさとを愛する心や文化を継承していくような取り組みが必要です。

第3章 基本方針

1 基本目標

文化芸術の高まりをとおして

誇りとふるさと愛を育む都市^{まち}

名取市には、古くは約2万年前の旧石器時代から近世に至る長い人々の生活の営みの証である多様な歴史文化遺産が所在し、県内でも文化財の宝庫として知られています。そして古来より変わらない立地や肥沃な土地、河川、海洋などの自然環境を背景に、港・空港・高速道路・鉄道などが発達してきました。それゆえに多様な地域との交流により、常に未来に向かって新たな文化を発展させてきました。

東日本大震災のような大きな災害は、悠久の歴史の中では何度か経験し、先人はその度に時間をかけ、懸命に新たな生活基盤を復興し、生活文化を築き上げてきたという歴史と伝統があります。

文化芸術は人の心を豊かにし、夢と希望と感動を与えてきました。

本物の文化芸術に触れ、裾野が広がる取り組みを展開し、文化芸術のより一層の高まりをとおして、今後も市民が誇りとふるさとを愛する豊かな心を育んで行けるよう「文化芸術の高まりをとおして、誇りとふるさと愛を育む都市」を基本目標として掲げ、文化芸術振興施策を総合的に推進していきます。

2 基本施策

(1) 文化芸術に親しむ人づくり（課題1・3・4）

- ・文化芸術は、人々の暮らしに喜びや楽しみ、感動、精神的な安らぎをもたらしてくれます。文化芸術活動に取り組むことで人とつながり、ともに鑑賞するなかで生まれる共感や感動が共通の思い出として人々の心に残ります。様々な機会を通じて、市民が文化芸術に親しみ、心の豊かさを実感できる文化振興を図り、わがまちを「ふるさと」として育んでいけるような郷土愛の醸成を目指します。

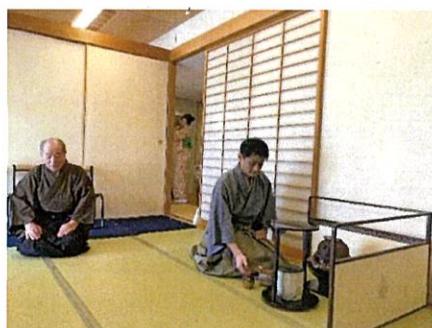
(2) 文化芸術を育む環境づくり（課題2・4）

- ・文化芸術を通じてお互いを理解し、多様な価値観が尊重される心豊かな文化のまちづくりに取り組みます。
- ・市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動と団体間の連携等を支援し、本市の文化芸術を国内外に積極的に発信していくことで交流を生み、本市の魅力を高めています。

- ・文化芸術によって育まれる創造性やコミュニケーション能力を生かし、経済面や地域社会の課題に対応できるよう推進します。

(3) 文化芸術を生かしたまちづくり（課題1・2・3・4）

- ・文化芸術により生み出される多様な価値を活用し、心豊かで多様性のある社会の実現と創造的で活力ある社会の構築を目指します。
- ・文化芸術をとおして、市民、企業、教育機関、地域、NPO法人、行政などのネットワークを構築し、観光、まちづくり、国際交流、地域経済や社会福祉、教育、地域コミュニティなどの幅広い分野での活性化を推進します。
- ・特色ある文化芸術を創出し、交流・定住人口が増える取り組みを推進します。



なとり文化芸術祭

【参考】文化芸術の価値（文化芸術推進基本計画 第1より抜粋）

（本質的価値）

- ・文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるために糧となるものであること。
- ・文化芸術は、国際化が進展する中にあって、個人の自己認識の基点となり、文化的な伝統を重視する心を育てるものであること。

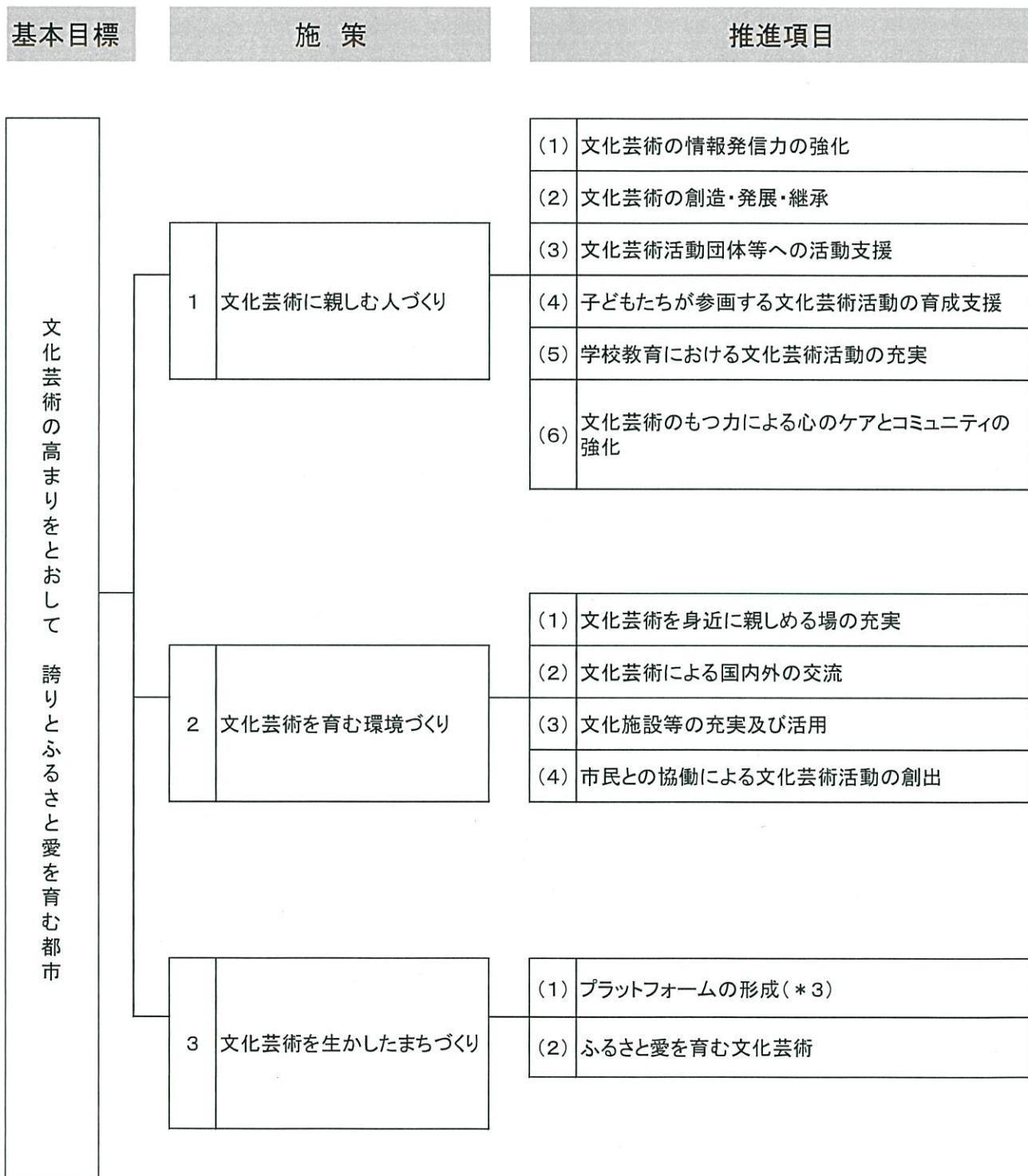
（社会的・経済的価値）

- ・文化芸術は、他者と共に感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するものであること。
- ・文化芸術は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであること。
- ・文化芸術は、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであること。
- ・文化芸術は、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであること。

第4章 施策の実現に向けた推進項目

本章は施策を実現するために、今後取り組むべき項目を推進項目として取りまとめたものです。

◆施策体系図



*3 プラットフォーム：関係機関等の対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能にする枠組み

施策1 文化芸術に親しむ人づくり

文化芸術活動の主役は市民です。市民一人ひとりが自主的かつ主体的に取り組むことで、まちが活性化し、心豊かな社会が実現します。全ての市民が文化芸術を身近に親しめる環境を整備し、心のケアと地域コミュニティの強化に努めていきます。

少子高齢化などの社会環境の変化により、文化芸術団体の会員や伝統芸能の担い手が減少していることから、少年期から文化芸術をとおして郷土愛を育み、将来には担い手となって後世に継承できるような施策を推進する必要があります。

子どもが幼い頃から文化芸術に触ることは、豊かな人間性を形成し創造性を育み世代を超えた交流が生まれ、様々な可能性を高めてくれます。そして子どもが継続して文化芸術に親しむことは、将来において創造力を発揮し、活躍する人材としての成長にもつながります。芸術家が日頃の活動を発表できる機会や活躍の場を増やし、わがまちふるさと名取から優れた文化芸術を発信します。

(1) 文化芸術の情報発信力の強化

- ア 市内で行われている文化芸術活動について情報収集し、様々な機会や手段を通じて情報提供を行います。
- イ 公共施設と連携した文化芸術情報の発信に努めます。
- ウ 市内外、世代などを考慮したそれぞれのライフスタイルや関心をふまえた情報発信に取り組みます。

【今後の取り組みの例】

- 市の広報やホームページ、コミュニティFM、SNS (*4) など多様な媒体を活用した情報発信
- 文化会館や公民館窓口などと連携した情報発信
- 活動団体が行う情報発信への支援
- 国・県などの各種施策・補助制度の情報発信

(2) 文化芸術の創造・発展・継承

- ア 文化芸術を支える人材の育成や、地域の歴史や風土に根付いた文化的特色を生かした活動を推進していくための体制づくりに努めます。
- イ 伝統文化に関する文化財、著作物などを調査、保存し、展示・研究など活用と普及啓発に努めます。

* 4 SNS: Social Network Service(ソーシャルネットワークサービス)の略。人と人との現実の関係をインターネットを使って補助するコミュニケーション・サービス

- ウ 地域の歴史や伝統文化に対する関心や理解を深めるために必要な環境づくりを進め、後継者の育成を支援します。
- エ 文化芸術を通じて生きがいや仲間づくりをしたい人を対象とした講座などを開催し創造活動のきっかけをつくります。

【今後の取り組みの例】

- 伝統文化の調査・保存及び継承への支援
- 文化財の調査と保護・保存と研究・活用
- 地域の歴史・文化資源を学ぶ機会づくり
- 食文化を含むくらしの文化の調査・継承・発展への支援
- 著作権等の適切な保護及び利用
- 気軽に参加できる講座の開催支援



道祖神神楽

(3) 文化芸術活動団体等への活動支援

- ア 文化芸術団体等の自主的かつ主体的な活動を尊重しつつ、文化芸術の創造・発展・継承となる活動とネットワークづくりを支援し、積極的に情報を発信します。
- イ 市民と文化芸術をつなぐ人材の育成に努めます。
- ウ 少子高齢化や東日本大震災等の社会状況の急激な変化により、後継者が減少している文化芸術を将来に継承できるように努めます。

【今後の取り組みの例】

- 芸術家等及び文化芸術団体等の活動や発表の場の支援
- 伝統芸能・民俗芸能を継承する人材育成への支援
- 芸術祭の開催支援
- 国、県、企業メセナ（＊5）など文化支援制度の調査研究と情報提供
- 芸術家、文化芸術団体等の相互交流の推進
- 市民企画による美術展、音楽祭、舞台芸術祭などの開催支援

(4) 子どもたちが参画する文化芸術活動の育成支援

- ア 子どもたちが文化芸術活動を通して豊かな人間性を形成し、創造性と郷土愛を育むことができる環境づくりに努めます。
- イ 子どもたちが参画する文化芸術活動が継続し、夢をもって未来に羽ばたいていけるよう支援します。

*5 メセナ:企業による文化芸術の支援

ウ 文化芸術活動をとおした青少年の健全育成への取り組みを支援します。

【今後の取り組みの例】

- 子どもたちが質の高い文化芸術に親しめる機会の提供
- 子どもたちが参画する文化芸術活動への支援
- 高等専門学校や大学と連携した公開講座や公演などへの支援
- 青少年が行う文化芸術活動への支援



音楽アウトリーチ(*6)

(5) 学校教育における文化芸術活動の充実

- ア 子どもたちが多彩で優れた文化芸術の鑑賞や体験をしたり、文化財や伝統文化への理解を深めることができる機会を提供します。
- イ それぞれの地域に残り伝わる歴史や伝統文化をとおして、世代を超えた交流ができる仕掛けづくりを学校や地域と連携して進めます。
- ウ 文化芸術団体等が行う子どもたちへの体験事業を支援します。

【今後の取り組みの例】

- 学校での芸術鑑賞や創作体験などの機会の拡大
- 芸術家等及び文化芸術団体が学校へ出向くアウトリーチ活動への支援
- 芸術家等及び文化芸術団体との交流機会の提供
- 文化芸術を取り入れたクラブ活動などへの支援



能楽体験アウトリーチ

(6) 文化芸術のもつ力による心のケアとコミュニティの強化

- ア 文化芸術活動は人の心を元気にし、生きる意欲を湧かせます。心が疲れて悩んだ時など一人で孤立してしまわないよう、文化芸術に親しめる場を身近に創出することで、心のケアと地域コミュニティの強化を図ります。

【今後の取り組みの例】

- 心のケアとコミュニティの強化を目的とした文化芸術活動事業への支援
- 芸術家等及び文化芸術団体が地域へ出向くアウトリーチ活動への支援

*6 アウトリーチ： もともとは「手を伸ばすこと」という意味。芸術家や専門家が市民の生活の場に出向いて体験事業等を行うこと

施策2 文化芸術を育む環境づくり

昨今における市民生活を取り巻く課題を、行政だけで解決するのは困難な状況にあります。そのためにも、地域社会の課題をテーマとした多様な主体による魅力的な文化芸術活動が展開されるよう、市民と協働（*7）した文化芸術活動を創出していきます。

文化芸術を通して社会に参画することで相互理解が広がり、多様な価値観が尊重される、心豊かな多様性のある社会の実現を目指します。

(1) 文化芸術を身近に親しめる場の充実

- ア 文化芸術活動に現在取り組んでいる人だけでなく、関心はあっても機会がなかなかない人、高齢者や障がい者など遠くに出向くことが難しい人、若年層、働く世代、子育てや介護世代、在留外国人などを含めた全ての市民が文化芸術を身近に親しめる環境づくりに努めます。
- イ 全ての市民が文化芸術に触れることができるよう、教育、福祉、医療などの分野と連携した事業を推進します。

【今後の取り組みの例】

- 年代などの属性に応じた文化芸術に対するニーズの把握
- 公民館や図書館などの社会教育施設での文化芸術活動の推進
- 身近な施設を活用した文化芸術に親しむ場の創出
- 芸術家等が地域へ出向くアウトリーチ活動への支援
- ワークショップ等市民参加型企画の実施推進
- 市民の企画による文化芸術祭の開催支援



音楽アウトリーチ(増田西公民館)

(2) 文化芸術による国内外の交流

- ア 文化芸術交流による情報発信や異文化を受容することで、異文化への関心を高め、郷土の文化を改めて認識することができます。また、本市の文化芸術の魅力を市民だけにとどまらず、国内外の方に伝えることで誘客や交流が生まれる取り組みを推進します。
- イ 外国人との文化芸術交流を推進し、文化の多様性や各国の魅力に気づくことができるような相互の理解と地域づくりを進めていきます。

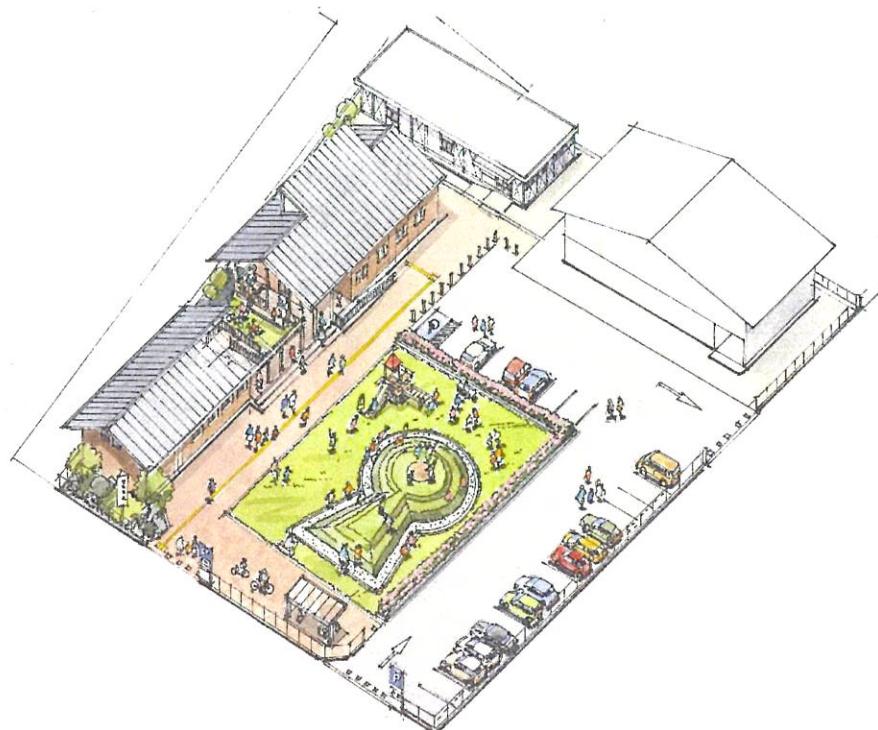
*7 協働：同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと

【今後の取り組みの例】

- 文化芸術交流事業への支援
- 県や近隣市町と連携した国内外の文化芸術団体の招聘
- 案内表示やパンフレットの多言語化
- 通訳や観光ガイドなどボランティアの養成と活用
- 外国人居住者向け語学講座・相談事業
- 中学生海外派遣事業、受入れ事業
- 産学官民の連携による交流方策などの研究
- 姉妹都市（山形県上山市、ブラジルグアララペス市、和歌山県新宮市）との文化芸術事業の実施

(3) 文化施設等の充実及び活用

- ア 文化施設等（文化会館、公民館、図書館等）では多彩な公演や講座が開催され、身近な活動や学習の場として多くの市民に親しまれています。全ての市民がいきいきと文化芸術活動に取り組める環境づくりに努めます。
- イ 市民の鑑賞と創造の場を広げるため、企業や教育機関に協力を求め、文化芸術にふさわしい施設の活用を進めます。
- ウ 公園や広場、商店街などについても、市民の身近な文化芸術活動の場として活用ができるよう検討します。
- エ 歴史民俗資料館では、市内の歴史や文化遺産を総合的に展示・公開し学習機会を拡充します。



歴史民俗資料館 イメージ図

【今後の取り組みの例】

- 市民が利用しやすい施設の運営
- 教育、福祉、医療などの分野と連携した事業の実施
- 市民ニーズ調査
- 企業や教育機関への協力依頼
- 公園、広場、商店街などのオープンスペースの活用
- 歴史民俗資料館の活用

(4) 市民との協働による文化芸術活動の創出

ア 市と市民の協働による文化芸術を活用した地域社会の課題をテーマとした事業を実施します。

【今後の取り組みの例】

- 市民協働提案事業による文化芸術活動の展開

施策3 文化芸術を生かしたまちづくり

まちの活性化を推進するために、地域の連携・協働を推進するプラットフォームを形成することを目指します。そして、文化芸術により生み出される、様々な価値を活用した魅力あるまちづくりに取り組みます。

(1) プラットフォームの形成

ア 文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者、芸術家、学校、社会福祉施設、NPO法人、中間支援組織、ボランティアなどの関係機関等が相互に連携・協働し、文化芸術のあらゆる現場において創造・活動の場が広がる施策を展開します。
イ 地域の文化資源を生かした世代間交流や都市間交流を推進し、コミュニティの強化と地域の魅力が高まる取り組みを支援します。

【今後の取り組みの例】

- 市民や芸術団体、産学官と連携・協働した「名取らしさ」を生かした事業分野の開拓と全国発信への取り組み
- 産学官民の連携による異業種交流事業への支援



閑上土手の松並(あんどん松)

(2) ふるさと愛を育む文化芸術

- ア 郷土の歴史、文化遺産、伝統文化、美しい自然、歴史的景観、魅力ある食文化など文化資源を活用し地域の活性化を図ります。
- イ 歴史民俗資料館は、大切に受け継がれてきた、郷土の貴重な歴史的な文化遺産の保存・活用をつうじて、保護意識の向上や、郷土への愛着や関心を高め、地域文化をふり返り生かす場として期待されます。

【今後の取り組みの例】

- 名取の文化特性の掘り起しと情報発信
- 地域の伝統文化や行事の情報発信
- ボランティアガイドの育成
- 統一した案内表示板
- 郷土食文化の普及啓発及び機会の創出
- 名取ブランドの確立



藤原実方朝臣の墓

(ボランティアガイドによる案内)

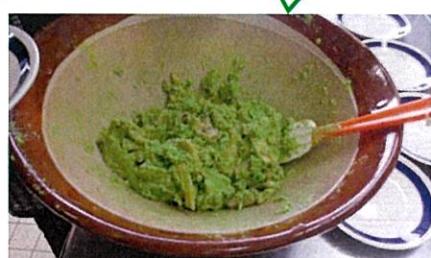


せり



おくずかけ

すんだ



道祖神路の道標(芭蕉の句碑)



名取老女の碑(墓)

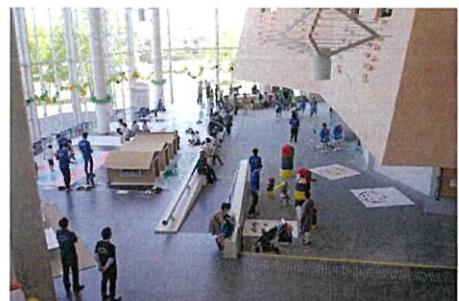
第5章 文化芸術行政の推進体制の充実

1 市の推進体制

総合的・効果的な文化行政の推進を図るため、市での文化芸術、文化財、学校教育、生涯学習などの関係機関の体制・連携を強化し施策を推進します。

2 関係機関との連携・協働

- ア 文化芸術団体の支援や団体相互の交流を促進し、文化芸術活動の活性化を図ります。
- イ 文化芸術活動を担う個人及び団体等の自主性かつ主体的な文化芸術活動の多様性に十分に配慮しながら、連携に努めます。
- ウ 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者など相互に連携を図りながら協働するように努めます。
- エ 地域の文化芸術活動が盛んになっていくことが、企業の活性化にもつながることから、企業のCSR活動(*8)の一環として、文化芸術事業やメセナ活動などを通じての促進及び支援に努めます。
- オ 高等専門学校・大学等の教育機関と連携し、専門的知識を活用した文化芸術振興への取り組みに努めます。
- カ 民間団体との連携により、民間団体のノウハウを生かし、魅力ある文化芸術事業の充実を図ります。



文化会館わくわくパビリオン



文化会館展示ギャラリー活用事業

*8 CSR活動:Corporate Social Responsibility(コーポレートソーシャルレスポンシビリティ)の略。

3 各主体に期待される役割

市 民

文化芸術団体

- 自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展、創造をする積極的な役割が期待されます

○市民一人ひとりが文化芸術活動の主役です

○全ての市民が文化芸術活動に自主的かつ主体的に触れ、楽しみ、参加し、実践していくことが期待されます

○文化芸術を活かした地域コミュニティづくりの担い手としての役割が期待されます

NPO法人・中間支援組織等

- 文化芸術活動への参画・支援が期待されます
- 文化芸術を活用した地域社会の課題をテーマとした市との協働事業の実施が期待されます

文化施設

- 全ての市民が本物の文化芸術に触れられるよう、多様な事業の展開が期待されます
- 文化芸術振興の拠点として、だれもが安全・安心で利用しやすい施設の管理運営が期待されます



企 業

- 文化芸術振興の方向性を定め、その施策を推進します
- 文化芸術の持つ力を活用し、地域社会の課題に取り組みます
- 各主体の活動を積極的に支援し、名取市の文化芸術を発信します
- 教育、福祉、医療等の関係機関と連携しつつ、年齢や障がいの有無等にかかわらず、社会参加の機会を拡充する取り組みを推進します

- メセナ活動等、企業のCSR活動の一環として文化芸術活動への積極的な参画・支援が期待されます
- 専門的な知識や人材を活用した市民文化の振興が期待されます
- 保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校では、子どもたちが文化芸術に触れ、楽しむきっかけづくりを提供し、子どもたちの文化芸術の創造を支援することが期待されます
- 高等専門学校及び大学は、市民が文化芸術について学べる講座の提供や、学生に地域の文化芸術活動に積極的に参加するように促すことが期待されます
- 公民館は、地域に根ざす郷土芸能などの地域文化の継承や、学校教育と社会教育の連携、協働による文化芸術活動の推進が期待されます
- 図書館は、地域文化の記録を収集・保存するとともに、豊富な資料や情報を活用して、新たな文化を創造する場として期待されます
- 歴史民俗資料館は、大切に受け継がれてきた、郷土の貴重な歴史的な文化遺産の保存・活用をつうじて、保護意識の向上や、郷土への愛着や関心を高め、地域文化をふり返り生かす場として期待されます

教育機関

名取市文化芸術振興ビジョン第2次

令和2(2020)年3月

名取市教育委員会 文化・スポーツ課

〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田 80

TEL022-724-7175 FAX022-384-9690